

要綱案(31.2.2)を適当とする理由

- 1 原子力の研究開発は、全く新しい分野を開拓するという点で、他の試験研究に比し著しく多額の資金を必要とするとともに、研究成果の実用化に至るまでに相当の期間を要し、かつ、民間資金に全面的に依存するにはリスクが大きすぎることを考慮すれば、国家資金の重層的投入による以外、研究開発の早急実施は期待し得ず、その点に徹底すれば、全額国費により事業採算は全く無視し得る国立研究機関が最も理窟に合っているとわがざるを得ない。

- 2 1が、他に、原子力の研究開発の実施機関は、将来予想される応用面の広さからいっても、また、産業構造、工業立地等に及ぼす影響の深さからいっても、各分野にわたる総合的な研究事業体としての大きな規模を持ち、産業界に密接なつながりを有し得る如き徹底的な体制をとることが望ましい。特に、原子力の研究開発が他の分野と比較にならない広汎かつ高度な学問及び技術の裏付けに於て始めて可能であることは、先進諸国の例に徴しても明らかで、これに於ては、わが国の如き後進国において当面リ有余りたる各部門の専門的な研究者及び技術者をも二に集中するに必要不可欠の要請というべきであらう。

また、先進諸国の急速な進歩に追隨し、これに適応して
行くためには、人員、資金の両面において、業務運営が弾力的に

行われ、かつ、研究活動が十分積極的に遂行されなければ
ならないことは、謝らない。

3. しかし上記の如く国立形態をとるならば、厳格な予算統制
を受け、ばりな会計手続に縛られるため業務の運営は弾力性を

欠き、研究活動が消極的になり易く、また、人事給与の両面から
人材の吸収も困難となり、特に首脳部に適材を得ることはほとんど

不可能に近い。その結果、国立研究機関の陥り勝ちな小規模かつ
閉鎖的なものとなり得るおそれはいきなり難い。

案

4. だが、(合同季案の如く)全額政府出資の上、補助金交付、低
利資金の貸付、政府の債務保証等あらゆる面で国の財政支出

については国民の租税負担に依存しながら、予算統制もほとんど
受けず、会計手続も緩和しようという考えに対しては、大蔵当局が

強硬に反対するが、当然といわざるを得ない。従って要綱案の
如く当初(又は資本増加の際)一部民間からの出資を認めることに

よって財政負担を些かでも軽減する反面、そのような国から独立した
特殊の法人として財務会計面での国家規制の緩和を許容すると

いう途から、官民協力体制を形の上にもつらかにするために最も
適当な方策であらう。ただし、この場合も出資を通じて研究所の

業務人事等に圧力か加ゆることを排除するため、本資者の発言権は
単に将来の低利配当を約束するに止め、役員、人事、業務の面では
強、国の監督に服せしめることが要当であろう。なお、このような形態を
とれば昨年11月政府の勸奨に別設された財団法人原子力研究
所の業務及び職員をそのまま承継するに当って、国立とする場合に
比し、引継がより円滑に行い得ることを考慮すべきであろう。